

都立桜修館中等教育学校の歴史・公民教科書採択の撤回に関する請願

(団体名) とりつ おせっ会

(代表者名) 石山久男

(連絡先) 目黒区中央町1-14-16 中村方

(tel) 3713-3172 (fax) 同左

東京都教育委員会は、2005年7月に都立桜修館中等教育学校など3校の歴史教科書に、私たちの反対意見を無視して扶桑社版教科書を採択しました。そして2007年7月には、同じく扶桑社版公民教科書を採択しました。

2005年および2007年の当会の請願書に記したように、扶桑社版歴史・公民教科書は、「新しい歴史教科書をつくる会」に集まった思想グループが自らの思想を全国民に押し付けるための政治運動の道具としてつくったものです。扶桑社の名で検定を通し、全国の教育委員に踏ませる踏み絵として使おうとしたものです。政治が教育を支援するのではなく、教育に政治を支援させる形は、戦前の教育勅語で経験済みであり、日本国憲法がきっぱりと拒否したところです。ごくわずかな教育委員会を除いて、良識ある教育委員会は扶桑社版教科書の採択に踏み切っていません。

そのうえ「新しい歴史教科書をつくる会」(以下、「つくる会」)は、内部事情からすでに組織がバラバラの状態となっており、発行者である扶桑社も「つくる会」による出版の継続を拒否しています。執筆者グループの母体というべき「つくる会」、しかも、その後藤岡信勝同会会長が主張するところによれば両教科書の著作権をも所有しているという「つくる会」が事実上解体したことによって、扶桑社版教科書の内容に責任をもつことのできる主体は消滅したといわざるを得ません。このような無責任きわまる教科書を生徒に押しつけ使用させることは、生徒自身の学習に多大な支障と損害をもたらすものです。

教育を担うのは教師です。教科書は教師が使う道具ですから原理的に教師に選択権があります。これはユネスコでも認められた「グローバルスタンダード」のはずです。教育委員会が採択権をもつという法解釈にはもともと無理があります。従来から、高校の教科書は学校別に採択されています。都立の中高一貫校についても、中等部を含めて高校並みの扱いが「一貫校」にふさわしいと思います。

これまでも形の上では学校別採択といっており、他の教科では各校ごと、各教育委員ごとにさまざまな会社の教科書から選んでいるのですが、歴史・公民だけは教育委員全員がどの一貫校に対しても一致して扶桑社版を推してきました。無記名投票で全員一致したからとの理由で、教育委員会の場ではいかなる協議も行われなくなりました。いかなる根拠も示さずに、いかなる協議もなしで、政治運動のための教科書を押し付けるのは、もうやめるべきです。

このような状況をふまえ、2007年7月13日に提出した請願書では、以下のことを要求いたしました。

1. 都立桜修館中等教育学校の公民教科書採択に際しては、扶桑社の教科書を押し付けないでください。
2. 教科書採択の資料となる「調査研究項目」の決定と、それにもとづく採択すべき教科書の選択は、審議会での評価結果を参考にして桜修館あるいは都立大附属高校の教師が行い、その結果を尊重して教育委員会が採択の事務手続きを行ってください。万一学校としての選択と教育委員会の採択結果が食い違うときは、その理由を明らかにしてください。

ところが2007年7月27日に行われた東京都教育委員会においては、当会の請願について「要旨」が議案書に記載され委員会に報告されましたが、委員長は「採択結果に従って事務方で善処するように」と発言し、請願についての審議は一切行われませんでした。教科書採択についての請願を、採択について審議

する前になんの審議も行わず、採択結果に従って処理せよというのは、順序がまったく逆だといわなければなりません。その結果、当会の請願はなんらの説明もないまま、なんらの正当な理由もなく無視される結果となりました。正当な手続きをへて提出した請願をまったく無視してなされた決定は不当であり無効であるといわなければなりません。

さらに、公民教科書の代表執筆者・八木秀次氏とその運動の公然たる支持者である米長邦雄教育委員が採択の決定に参加したことによって、教育委員会の審議の正当性が消滅し、その結果である公民教科書採択の合法性も失われたものというべきです。

請願項目

以上に述べたすべての事情にもとづき、**2005**年および**2007**年に行われた桜修館中等教育学校などの歴史・公民教科書の採択は無効であると考えるので、両年度に行われた採択を撤回し、上記**2007**年**7**月**13**日提出の請願書の請願項目の趣旨にそって採択をやり直すこと。

以上